

インドネシア共和国法律  
2000年第21号  
労働組合

唯一絶対の神の恩恵により  
インドネシア共和国大統領は、

- a. 組合を作り、集まり、口頭もしくは書面で考えを表明し、人間として適正な仕事や生活を獲得し、そして法律の下に同じ地位を有する自由が、全ての国民の権利であること；
  - b. 組合を作る自由を実現する中で、労働者は自由で、解放された、自主的で、民主的な、そして責任を持つ労働組合を結成し、発展させる権利を有すること；
  - c. 労働組合は労働者と共にその家族の利害と福利を獲得し、保護し、擁護し、ならびに調和のとれた、躍動的で公正な労使関係を実現するための基盤であること；
  - d. a, b, c で述べられたことを考慮し、労働組合についての法律を定める必要があること；
- を考慮し、
1. 1999年初回改訂により変更された、1945年基本法第5条(1)節、第20条(2)節、第27条、ならびに第28条；
  2. 組織化のための、および共に検討するための権利についての基本的なことを実施することについての第98号国際労働機関会議決議に対する1956年第18号法律（1956年第42号官報、第1050号官報補足）；
  3. 人権に対する1999年第39号法律（1999年第165号官報、第3886号官報補足）
- を鑑み、

# インドネシア共和国国民代表議会の承認により 労働組合についての法律を定める

## 第 I 章 一般規定

### 第 1 条

本法律において使われる表現についての説明：

1. 労働組合とは、労働者および家族をさらに幸福にすると共に、労働者の権利と利害を獲得し、守り、そして保護するために、自由で、開放的で、自立し、民主的で、そして責任を持つ性格の、会社内ならびに会社外で、労働者の、労働者による、労働者のために結成される組織である。
2. 会社内の労働組合とは、一つの会社あるいは複数の会社の労働者により設立された労働組合である。
3. 会社外の労働組合とは、その会社で働いていない労働者により設立された労働組合である。
4. 労働組合連盟とは、労働組合の集まりである。
5. 労働組合連合とは、労働組合連盟の集まりである。
6. 労働者とは、賃金あるいは違う形の報酬を受け取って仕事をする一人一人である。
7. 事業者とは：
  - a. 自身の所有する会社を運営する個人、団体、あるいは法人である。
  - b. 自身が所有しない会社を自主的に運営する個人、団体、あるいは法人である。
  - c. インドネシア域外に所在する a および b で述べられた会社を代表し、インドネシアに存在する個人、団体、あるいは法人である。
8. 会社とは、法人あるいは非法人で、個人、団体、あるいは法人が所有し、民間あるいは国が所有する、賃金あるいは違う形の報酬を支払い、労働者を雇用する一つ一つの事業体である。
9. 労働組合、労働組合連盟および連合の間の係争とは、労働組合の組合参加ならびに実践や義務に関する理解の調整が無いことから、労働組合、労働組合連盟および連合と、他の労働組合、労働組合連盟および連合との間の係争である。
10. 大臣とは、労働分野に責任を持つ大臣である。

## 第Ⅱ章 主義、性格、および目的

### 第2条

- (1) 労働組合、労働組合連盟ならびに連合は、パンチャシラ（建国五原則）を国の礎として、そして1945基本法をインドネシア共和国統一国家の憲法として受け入れる。
- (2) 労働組合、労働組合連盟ならびに連合は、パンチャシラ（建国五原則）と1945基本法に相反する主義を持たない。

### 第3条

労働組合、労働組合連盟ならびに連合は、自由で、開放的で、自主的で、民主的で、そして責任ある性格を持つ。

### 第4条

- (1) 労働組合、労働組合連盟ならびに連合は、労働者とその家族にとっての権利と利害の保護と擁護を提供すると共に福利の向上を目的とする。
- (2) (1)節で述べられた目的を達成するために、労働組合、労働組合連盟ならびに連合は以下の機能を持つ：
  - a. 労働協約の作成と労使の係争の当事者として；
  - b. 段階に応じた労務調停機関での労働者の代表として；
  - c. 有効な法律の規定に沿った、調和した、躍動的な、そして公正な労使関係を創造する基盤として；
  - d. 組合員の権利と利害を勝ち取る中での要望を伝える基盤として；
  - e. 有効な法律の規定に沿った、労働者のストライキの計画者、実行者そして責任者として；
  - f. 会社の株式所有を勝ち取るための労働者の代表として。

## 第Ⅲ章 結成

### 第5条

- (1) 全ての労働者は労働組合を結成し、その組合員になる権利を持つ。
- (2) 労働組合は少なくとも（壱拾）10人の労働者により結成される。

### 第6条

- (1) 労働組合は労働組合連盟を結成し、その会員組合になる権利を持つ。

(2) 労働組合連盟は少なくとも（五）5つの労働組合により結成される。

## 第7条

(1) 労働組合連盟は労働組合連合を結成し、その会員組織になる権利を持つ。

(2) 労働組合連合は少なくとも（参）3つの労働組合連盟により結成される。

## 第8条

労働組合、労働組合連盟ならびに連合は、定款および、あるいは内規の下に管理される。

## 第9条

労働組合、労働組合連盟ならびに連合は、事業者、政府、政党、および如何なる関係者からの圧力あるいは干渉を受けることなく、労働者の自由意思の下に結成される。

## 第10条

労働組合、労働組合連盟ならびに連合は、業界、業種、あるいは労働者の希望に沿ったその他の形に基づき結成される。

## 第11条

(1) 全ての労働組合、労働組合連盟ならびに連合は、定款および内規を持たなくてはならない。

(2) (1)節で述べられた定款には少なくとも以下のことが記載される：

- a. 名称および象徴；
- b. 国籍、主義、および目的；
- c. 設立年月日；
- d. 所在地；
- e. 組合員および執行役員；
- f. 資金源ならびに会計責任；
- g. 定款および、あるいは内規の変更規定

## 第IV章 組合員

### 第12条

労働組合、労働組合連盟ならびに連合は、政治派閥、宗教、種族、そして性別を区別すること無く組合員受入の門戸を開放しなくてはならない。

### 第13条

労働組合、労働組合連盟ならびに連合の組合員は、定款および内規の下に管理される。

### 第14条

- (1) 一人の労働者は、一つの会社における一つを超える労働組合の組合員になることは出来ない。
- (2) 一つの会社の一人の労働者が一つを超える労働組合に実際に登録されている場合、該当者はいずれか一つの労働組合の選択を書面で表明しなくてはならない。

### 第15条

労働者が一つの会社における特定の職種に就いており、その職種が事業者と労働者の間の利害に相反することを引き起こす場合、該当する会社の労働組合の執行役員になることは出来ない。

### 第16条

- (1) 全ての労働組合はただ一つの労働組合連盟の会員組合になることが出来る。
- (2) 全ての労働組合連盟はただ一つの労働組合連合の会員組織になることが出来る。

### 第17条

- (1) 労働者は書面での表明で労働組合の組合員を辞めることが出来る。
- (2) 労働者は該当する労働組合の定款および、あるいは内規の規定に則り、労働組合を辞めさせられることが出来る。
- (3) (1)節および(2)節で述べられた、辞めたかあるいは辞めさせられた労働組合の執行役員ならびに組合員としての労働者は、労働組合に対して未達成の義務に責任を負う。

## 第V章 通知および登録

### 第18条

- (1) 既に結成された労働組合、労働組合連盟ならびに連合は、登録されるべく、当地での労務分野において責任を持つ政府機関に書面で通知する。
- (2) (1)節で述べられた通知には以下のものを添付する：
  - a. 結成組合員の名簿
  - b. 定款および内規
  - c. 執行役員の構成と名前

### 第19条

通知される労働組合、労働組合連盟ならびに連合の名前および象徴は、既に登録されている労働組合、労働組合連盟ならびに連合の名前や象徴と同じであってはならない。

### 第20条

- (1) 政府機関は、第18条(1)節で述べられたように、通知を受け取った日付から数えて遅くとも（貳拾壹）21稼働日以内に、第2条、第5条(2)節、第6条(2)節、第7条(2)節、第11条、第18条(2)節、そして第19条の規定を満たした労働組合、労働組合連盟ならびに連合に対して、登録した上で登録証明番号を付与する義務がある。
- (2) 第18条(1)節で述べられた政府機関は、労働組合、労働組合連盟ならびに連合が第2条、第5条(2)節、第6条(2)節、第7条(2)節、第11条、第18条(2)節、そして第19条の規定を満たしていない場合は、登録と登録証明番号の付与を保留することが出来る。
- (3) (2)節で述べられた保留、およびその理由は、通知を受け取った日付から数えて遅くとも（壹拾四）14稼働日以内に、書面で労働組合、労働組合連盟ならびに連合に知らされる。

### 第21条

定款および、あるいは内規が変更された場合、労働組合、労働組合連盟ならびに連合の執行役員は、その定款および、あるいは内規が変更された日付から数えて遅くとも（參拾）30稼働日以内に、第18条(1)節で述べられた政府機関に知らせる。

## 第 22 条

- (1) 第 18 条(1)節で述べられた政府機関は、第 2 条、第 5 条(2)節、第 6 条(2)節、第 7 条(2)節、第 11 条、第 18 条(2)節、そして第 19 条の規定を満たした労働組合、労働組合連盟ならびに連合を登録簿に登録し、適切に保管する。
- (2) (1)節で述べられた登録簿は随時閲覧出来て、一般に公開される。

## 第 23 条

既に登録証明番号を持つ労働組合、労働組合連盟ならびに連合の執行役員は、段階に応じて事業パートナーに現状を書面で知らせる。

## 第 24 条

登録方法についての規定は大臣令により別途定められる。

## 第VI章 権利ならびに義務

### 第 25 条

- (1) 既に登録証明番号を労働組合、労働組合連盟ならびに連合は以下の権利を有する：
  - a. 事業者との間で、労働協約を作成する；
  - b. 労使間の係争の解決において労働者を代表する；
  - c. 労働団体において労働者を代表する；
  - d. 労働者の福利向上努力と関係のある団体を結成する、あるいは活動を行う；
  - e. 有効な法律の規定に相反しない労務分野でのその他の活動を行う。
- (2) (1)節で述べられた権利の実施は、有効な法律の規定に則り行われる。

### 第 26 条

労働組合、労働組合連盟ならびに連合は、有効な法律の規定に相反しないことで、国際的な労働組合および、あるいはその他の国際的な組織と、提携および、あるいは協力することが出来る。

### 第 27 条

- 既に登録証明番号を有する労働組合、労働組合連盟ならびに連合は以下の義務を持つ：
- a. 権利の違反から組合員を保護し擁護し、利害を勝ち取る；
  - b. 組合員とその家族の福利向上を勝ち取る；
  - c. 定款および内規に則り組合員に対する組織活動の責任を負う。

## 第Ⅶ章 組織化の権利の保護

### 第 28 条

如何なる者も、以下の方法で労働者が労働組合を結成することあるいは結成しないこと、執行役員になることあるいは執行役員にならないこと、組合員になることあるいは組合員にならないこと、および、あるいは活動を行うあるいは行わないことを、阻害したり強制したりすることは禁止される：

- a. 雇用契約の解除を行う、一時停職処分にする、役職を降格させる、あるいは異動を行う；
- b. 労働者の賃金を支払わない、あるいは削減する；
- c. あらゆる形での脅しを行う；
- d. 労働組合結成反対のキャンペーンを行う。

### 第 29 条

- (1) 事業者は労働組合の執行役員および、あるいは組合員が、双方により合意された、および、あるいは労働協約で定められた、就業時間内での労働組合活動を行える機会を与える。
- (2) (1)節で述べられた双方による合意および、あるいは労働協約には以下のことを定める：
  - a. 機会が与えられる活動の種類；
  - b. 機会付与の手続き；
  - c. 賃金が得られる活動および賃金が得られない活動。

## 第Ⅷ章 資金および資産

### 第 30 条

労働組合、労働組合連盟ならびに連合の資金源は以下の通りとする：

- a. 定款あるいは内規により決められた組合員の会費；
- b. 合法的な事業の成果；
- c. 組合員あるいは拘束力のない外部からの援助。

### 第 31 条

- (1) 第 30 条文字 c で述べられた、国外からの外部による援助の場合、労働組合、労働組合連盟ならびに連合の執行役員は、有効な法律の規定に則り、労働分野の責任機関に書面で知らせる。
- (2) (1)節で述べられた援助は、組合員の質と福利を向上するために活用される。



## 第 32 条

労働組合、労働組合連盟ならびに連合の資金および資産は、執行役員および組合員の個人の資金および資産と分離される。

## 第 33 条

外部への資金および資産の移動あるいは譲渡、ならびに資金の投資および合法的なその他の事業は、件の労働組合、労働組合連盟ならびに連合の定款および、あるいは内規に則り行われる。

## 第 34 条

- (1) 執行役員は労働組合、労働組合連盟ならびに連合の資金および資産の活用と管理の責任を持つ。
- (2) 執行役員は件の労働組合、労働組合連盟ならびに連合の定款および、あるいは内規に則り、資金および資産の帳簿を作成し、定期的に組合員に報告する。

## 第IX章 係争の解決

### 第 35 条

労働組合、労働組合連盟ならびに連合の間の係争は、関連する労働組合、労働組合連盟ならびに連合により、話し合いにより解決される。

### 第 36 条

第 35 条で述べられた話し合いが合意に至らない場合、労働組合、労働組合連盟ならびに連合の間の係争は有効な法律の規定に則り解決される。

## 第X章 解散

### 第 37 条

労働組合、労働組合連盟ならびに連合は以下の場合に解散する：

- a. 定款および内規に則り、組合員により宣言される；
- b. 有効な法律の規定に則り労働者に対する事業者の全ての義務が達成された後、会社は全労働者にとっての雇用契約の解約の原因となる、期間を定めない活動の閉鎖あるいは停止を行う；
- c. 裁判所の判決により宣言される。

## 第 38 条

- (1) 第 37 条文字 c で述べられた裁判所は以下の場合、労働組合、労働組合連盟ならびに連合を解散させることができる：
  - a. 労働組合、労働組合連盟ならびに連合がパンチャシラ（建国五原則）および 1945 基本法に相反する主義を持つ；
  - b. 労働組合、労働組合連盟ならびに連合の執行役員および、あるいは組合員が、国家の安全に対する違法行為を行ったことが証明され、確たる法律の効力により最低（五）5 年の禁固刑を下された。
- (2) (1)節文字 b で述べられた犯罪者に下された判決において、刑罰の期間が異なる場合、労働組合、労働組合連盟ならびに連合の解散提訴の基本として、条件を満たす判決が用いられる。
- (3) (1)節および(2)節で述べられた労働組合、労働組合連盟ならびに連合の解散提訴は、政府機関により、件の労働組合、労働組合連盟ならびに連合が存在する場所の裁判所に申請される。

## 第 39 条

- (1) 労働組合、労働組合連盟ならびに連合の解散は、組合員ならびにその他外部関係者に対する執行役員の責任および義務を免除するものではない。
- (2) 労働組合、労働組合連盟ならびに連合の解散の原因となった裁判所の判決により、有罪と証明された労働組合、労働組合連盟ならびに連合の執行役員および、あるいは組合員は、労働組合、労働組合連盟ならびに連合の解散に関する裁判所の判決が確たる法律の効力を持ってから、(参) 3 年間は労働組合、労働組合連盟ならびに連合を結成し、その執行役員に就いてはならない。

## 第 XI 章 監視および査察

### 第 40 条

労働者の組織化の権利、および労働組合の活動の権利を保証するため、労働監督官は有効な法律の規定に則り監視を行う。

### 第 41 条

インドネシア共和国国家警察の監督官の他、労働分野での職務と責任を管轄する政府機関周辺における国家公務員文官にも、犯罪行為の査察を行うための、有効な法律の規定に則る監督官としての特権が与えられる。

## 第XII章 罰則

### 第42条

- (1) 第5条(2)節、第6条(2)節、第7条(2)節、第21条あるいは第31条に対する違反は、労働組合、労働組合連盟ならびに連合の登録証明番号の取り消しという業務上の罰則が科せられる。
- (2) 登録証明番号を取り消された労働組合、労働組合連盟ならびに連合は、件の労働組合、労働組合連盟ならびに連合が第5条(2)節、第6条(2)節、第7条(2)節、第21条あるいは第31条の規定を満たすまで、第25条(1)節文字 a,b,および c で述べられた権利を失う。

### 第43条

- (1) 第28条で述べられたように労働者を阻害あるいは強制した如何なる者も、最短で（尅）1年および最長で（五）5年の禁固、および、あるいは最小で（尅億ルピア）Rp.100,000,000 および最大で（五億ルピア）Rp.500,000,000 の罰金が科せられる。
- (2) (1)節で述べられた違法行為は犯罪行為である。

## 第XIII章 その他の規定

### 第44条

- (1) 国家公務員文官は組合結成の権利と結成しない自由を有する。
- (2) (1)節で述べられた組合結成の権利と結成しない自由は、個別の法律でその実施を定める。

## 第XIV章 移管の規定

### 第45条

- (1) 既に登録証明番号を持っている労働組合、労働組合連盟ならびに連合は本法律の下に規制されるに当たり、本法律の発効から数えて遅くとも（尅）1年の間に、本法律に則り新しい登録証明番号を付与されるべく通知する。
- (2) 本法律の発効から数えて遅くとも（尅）1年の間に、本法律の規定に準拠しない労働組合、労働組合連盟ならびに連合は、登録証明番号を持たないものと見做される。

## 第46条

既に申請された労働組合、労働組合連盟ならびに連合の結成の通知が、本法律の発効に当たりまだ処理が終わっていない場合、本法律の規定に則り処理される。

## 第XV章 結びの規定

## 第47条

本法律は立法化の日付で発効となる。

インドネシア共和国の官報に記載された本法律の立法化の周知徹底を期する。

2000年8月4日  
ジャカルタに於いて公式となる  
インドネシア共和国大統領  
アブドゥラマン・ワヒッド

2000年8月4日  
ジャカルタに於いて立法化となる  
インドネシア共和国官房長官  
ジョハン・エッヘンディ

インドネシア共和国官報 2000年第121号